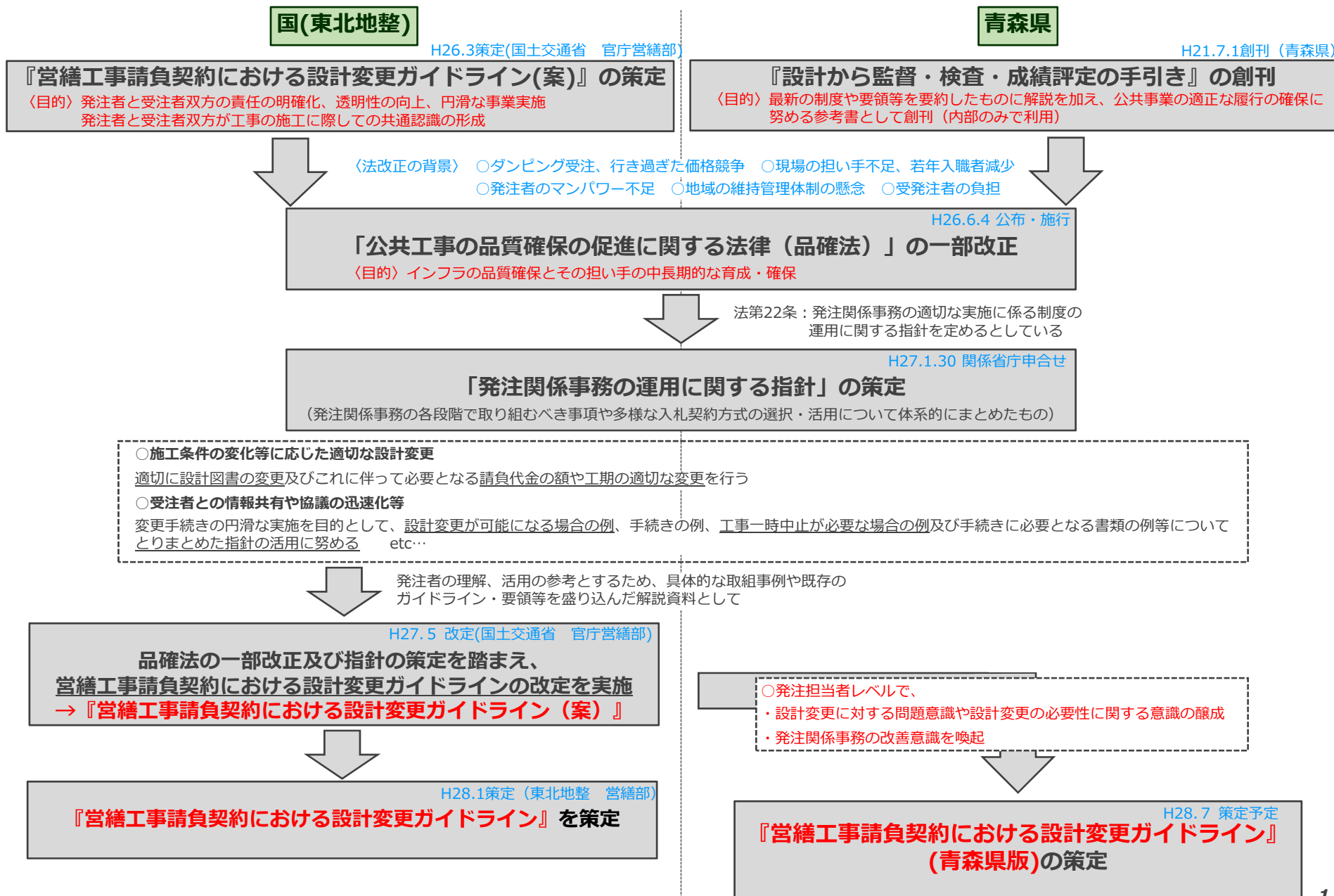


『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』の策定経緯



『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』（青森県版）の策定内容

『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』（H28.1 東北地方整備局制定）を準用し、**青森県版**を策定

1. 設計変更ガイドライン

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておくために策定したもの

- ① **契約の一事項として扱うこととし、現場説明書へその旨記載**
- ② 受発注者間で認識共有を図るため、**工事打合せ簿（指示）に変更内容の概算額を記載**（ここで記載する概算額は参考値である）

2. 工事一時中止に係るガイドライン

一時中止に伴う現場管理費の増加等の課題を踏まえ、受発注者が工事の一時中止について共通認識のもとに、適正な対応を行うために策定したもの

- ① 工事施工不可要因を発見した場合、**受注者から発注者に、協議を行うことができる旨記載**
- ② 工事を一時中止した場合、受注者は**基本計画書に再開に備えての方策や中止に伴う増加費用等を記載し、受発注者間で確認する旨記載**